

I. 総務委員会

1. 協会活動の円滑化及び財務の健全化を図ると共に、各委員会と連絡を密にするため委員長会議を開催する。

・コロナ禍での協会活動の円滑化を図り、次期財務への調整を行った。

2. 行政機関等からの通達・通知された事項の把握と、会員への速やかな伝達に努める。

・行政機関及び関係組織からの通知や通達について電子メールを活用し迅速かつ効率的な配信を行った。

3. 輸送の安全確保のため、整備管理者研修会の開催等を通じ、更なる整備管理業務の充実を図る。

・令和3年11月1日に保土ヶ谷公会堂において研修会を開催し、208名が出席した。

4. 「ドライブレコーダーの記録データ提供に関する協定(平成26年3月、神奈川県警察本部と締結)」の充実を図るため、今後も県警本部、県防犯協会等関係機関との連携を密にし、タクシー等に係る事件・事故の防止に努める。

・神奈川県警察本部からの事件・事故に関する連絡・通報等を会員向けに電子メールで通知し、事件・事故の防止に努めている。

5. 平成30年8月に神奈川県知事から指定を受けた「災害対策基本法に規定する指定地方公共機関」としての責務を果たすため、令和2年2月に締結した協定書に基づき、県との連携を密にするとともに、会員への情報提供及び連絡体制等の確立を図る。

・神奈川県からの通達や資料等について、電子メールを活用し、各会員へ情報提供を行った。

6. 政府、自動車メーカー等が進めている自動運転に係る実証及び交通関連法規の整備等に関する情報の把握と、会員への速やかな伝達に努める。

・日産自動車株の主催した自動運転車両オンデマンド配車サービス実証実験・車両の試乗体験に参加し、情報収集に努めた。

7. 暴力団・覚せい剤対策として、暴力団からの不当要求については警察との連携を強化し、覚せい剤(危険ドラッグを含む)については、安全確保を第一とするタクシー業界に蔓延させないよう啓蒙を図る。

・春、秋の交通安全運動などを通じて、覚せい剤や危険ドラッグ等薬物使用の防止に関する注意喚起などにより啓発を行った。

8. 表彰制度の活用を図るため、表彰適格者であるタクシー・ハイヤー事業の乗務員、従事者、功労者等の積極的な推薦を会員各社に促し、業界の質的向上に繋がる被表彰者が多く輩出されるよう努める。

・令和3年度は2名が善行乗務員(高齢者保護・振り込め詐欺犯人逮捕協力)、14名が優良乗務員として、協会長表彰を受けた。

9. 本年度末(令和4年3月開催)を予定している協会70周年記念式典に向けた準備を行う。

・令和4年3月18日開催に向けて準備を進めていたが、コロナの影響により延期となってしまった為、令和4年度中の開催に向けて再度の検討を行った。

10. 新型コロナウイルスにより協会運営に対して大きな影響を与えた。令和3年度もその動向を逐一確認しながらスムーズな運営に尽力していくとともに、今後の新しい運営についても模索していくよう努める。

・各委員会・会議・説明会等をリモートで行えるよう、WEB会議ツールの「Zoom」を導入した。

II. 経営委員会

(基本方針)

新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底的に講じていくことを前提に、平成26年1月27日施行の「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、適正な需給が維持されるよう業界として適正化に向けて積極的な対応を図るとともに、本年7月に延期されたオリンピック・パラリンピック2020東京大会、更には今後の自動運転や、AIの先進運転技術等を踏まえた技術革新を見据えて、下記に挙げた需要拡大策、利用者利便向上策、乗務員質的向上策等をもって活性化の推進を図る。

記

1. 公共交通機関として、利用者・地域ニーズに対応するため、地域の交通全般に関し、以下の通りタクシーの特性を活かした各種輸送サービスの提供について実態把握に努めるとともに、検討・推進し、需要の拡大を図る。
 - (1) 白タクライドシェア対策である「タクシー業界において今後新たに取組む20項目」等を中心に各地域において可能な取組みから積極的に推進していく。具体的には令和2年11月30日付け一部改正の「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定された一括定額運賃(定額タクシー運賃)及び変動迎車料金の導入について検討していく。加えて、20項目の一つでもある乗合タクシー等の導入については、行政機関・関係団体との地域公共交通会議及び利用者との意見交換等の場を活用し、地域における個別輸送としてのタクシーの社会的責務を踏まえ、タクシーに対する要望及び地域の実態を把握した上で導入に向けた検討を積極的に行う。
 - (2) 初乗り距離短縮を伴う運賃改定については、未実施地域である小田原地区について、導入を前提に積極的な検討を推進していく。
 - (3) タクシー配車アプリについては、更なる導入促進を図るとともに、電子マネー、交通系ICカード、QRコード等のキャッシュレス決済機の導入を始めとするタクシー事業のICT化を加速・推進していく。また、タクシー配車アプリを活用した地域交通との連携を図るため、タクシー配車アプリに付帯する更なるサービスについても併せて検討していく。
 - (4) 少子高齢化時代に対応し社会に貢献するためにも、子育て支援タクシー、妊婦支援タクシー、福祉タクシー等の拡充及び運転免許返納者についての需要拡大を検討する。また、令和2年11月27日付け制定の「交通空白地有償運送及び福祉有償運送の登録に関する処理方針について」に規定された事業者協力型自家用有償旅客運送については、タクシーの地域公共交通としての機能について関係自治体、社会福祉協議会及びNPO等の自家用有償運送者並びに利用者団体等と適切に連携していく。
 - (5) コロナ禍における感染防止策への取り組み状況及びニューノーマルタクシーの導入状況並びにGoToトラベルキャンペーンの活用状況について、実態の把握に努めるとともに、会員事業者あて情報を発信していく。

- ・昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、委員会の開催が困難な状況となり、各事業は全般的に停滞傾向となった。
- ・一昨年 11 月に制度化された「一括定額運賃」については、関東運輸局とも打合せの機会をもった上で具体検討を行い、本年 2 月に委員会検討モデルケースとして、会員あて周知した。
- ・支部経営委員、事務局にて福祉有償運送運営協議会、自治体交通政策部局及び福祉関連部局、社会福祉協議会及びケアプラザ等との会議、打合せの機会を通じて、時間制運賃や一括定額運賃制度を紹介するとともにタクシーのドア・ツー・ドア輸送としての活用法について積極的に広報活動を行った。
- ・小田原地区の初乗り距離短縮運賃については、初乗り距離を「1.314km 600 円」に変更するとともに、下限運賃から上限運賃に移行することで次回の運賃改定に向けた取り組みを実施した。
- ・コロナ禍における各地域の輸送実績（速報値）については、経営委員及び労務委員を中心にご協力を頂き、一昨年 6 月以降、半月ごとに会員あて情報提供中。
- ・タクシー配車アプリ等に係る「スマホアプリ検討小委員会」については、リモート会議等を活用するなど、1 ヶ月に 1 回のペースで開催し、便利なアプリとしての利便性向上を利用者及び事業者の双方において推進した。
- ・移動手段を持たない高齢者、障害者、妊婦等の子育て世代の外出支援について、県あてに要請を行った。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、経営状況が悪化しているタクシー業界への支援について、県あてに要請しコロナ対策費として 1 両 20,000 円の支援金を確保した。

2. 適正な需給の維持と経営の健全化を目途に、地域ごとの特性と実態に応じて、次の事項の検討等を行う。

- (1) 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」について、神奈川県内すべての交通圏が準特定地域であることから、その適用にあたっては引き続き適正化・活性化に向けた自主的な取り組みを真摯に行うとともに、その効果等の把握に努める。
- (2) 昨年 2 月から実施した初乗り距離短縮を伴う運賃改定については、コロナ禍により、改定効果の分析が困難な状況であるため、終息状況を見極めつつ、適切な時期に検証する。また、一昨年 11 月から実施している事前確定運賃や、今後、新たなサービスとして導入予定の相乗りタクシーについても、その効果に対する分析・検証の方法等について検討していく。
- (3) 白タクライドシェアの合法化阻止にあたり、その導入の状況等を引き続き注視するとともに、その対応にあたっては全タク連と連携していく。
- (4) MaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）は、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ（移動）を一つのサービスとし、シームレスにつなぐ新たな移動の概念であり、全国的に実証が始まっている現状を踏まえ、タクシー業界としても乗り遅れることがないよう情報収集するとともに、積極的な調査・研究に努める。
- (5) 自動運転については、ライドシェア問題、タクシー事業の ICT 化とも密接に関連する問題であることから、その動向について情報収集を図り注視していく。
- (6) 燃料(LPG 等) 価格や次世代タクシーの将来動向に対応し、その対策等を検討する。
- (7) 次世代タクシーの導入を促進するため、自治体等に対し導入に係る助成措置の要請を引き続き行う。

- ・運賃改定の効果については、令和2年2月の改定実施直後からの新型コロナウイルス感染症の影響により営業収入が激減し、その後においても影響が続いているため、次年度の適切な時期を見極めて実施することとした。
- ・令和3年度補正予算による地方創生臨時交付金を活用した燃料価格（LPG等）の高騰による経済支援について、各地方公共団体あて要望書を提出した。
- ・次世代タクシーの導入促進について、国・県あてに予算要望を行った。
昨年10月には委員会として「県協会としてのカーボンニュートラル推進」を提案し、協会事業として推進されることが決定した上で、神奈川県との意見交換やMOTが事業者として応募した経産省グリーンイノベーション基金への積極的協力を行った。

3. 利用者利便向上のため、20項目の一つでもあるユニバーサルデザイン(UD)タクシーの導入状況を把握し、更なる導入拡大を図るとともに、「ユニバーサルドライバー研修」の新規講習化の検討及び各支部における研修の開催等も含めた、更なる研修の充実により乗務員の質的向上を図る。

- ・ユニバーサルデザインタクシーの導入拡大に向けて国・県あてに予算要望を行い、導入拡大に努めた。
- ・ユニバーサルドライバー研修を8回実施し、228名が受講した。

4. オリンピック・パラリンピック2020東京大会など世界的なイベント開催に向けて、乗務員の質的向上を図るためアフターコロナを踏まえた「かながわ観光タクシー認定ドライバー制度」の充実を図る。

- ・「かながわ観光タクシー認定ドライバー」については、コロナ禍により新たな観光地域の拡大や、新規の認定ドライバー研修は実施できなかったが、既存の認定ドライバーの更新のための研修は実施した。

III. 広報委員会

1. タクシーサービスや交通安全運動など関係委員会が実施する事業と連携して広報活動を展開する。

- ・事故防止コンクール表彰式及び協会創立70周年記念日においてプレス発表を行い、業界紙及び神奈川新聞に記事が掲載された。

2. 新型コロナウイルスによる感染が収束するまでの間、乗客等に対して感染防止対策に関する協力要請などの広報活動を展開する。

- ・昨年に引き続き、協会ホームページ及びタクシー車内用ステッカーにより、利用者の皆様へ感染防止に係る協力について周知を図った。

3. 労働力確保に向けた求人ポータルサイト「タクシーワークかながわ」の活用や運転者職場環境良好度認証制度(略称：働きやすい職場環境認証制度)を活用して、タクシー業界のイメージアップ等を図り人材確保のための広報活動を展開する。

- ・「タクシーワークかながわ」への更なる認知度の向上を図るため「ミスタク実行委員」を立ち上げ、コロナ禍でも頑張る若手タクシードライバーの姿を映像化し、YouTube動画を配信し業界のイメージアップを図った。
- ・働きやすい職場環境認証制度については、2021年末現在、神奈川県内において延べ60事業者が認証された。

4. 国が主催する高齢者及び障がい者等の公共交通機関利用に対する「心のバリアフリー」

を推進すべく、学生等を対象とした総合学習「交通バリアフリー教室」に積極的に参画・協力するとともにユニバーサルデザインタクシーや福祉タクシーの認知度の向上を図る。

- ・運輸支局主催の「バリアフリー教室」が横浜市立八景小学校及び境木小学校の2校の生徒約150名を対象に開催され、協会としてUDタクシー車両や福祉タクシー車両を貸出す等積極的に参画し、UDタクシー等の認知度の向上に努めた。

5. 社会貢献に資するための広報活動を展開する。

- ・「善意の箱募金」に代わり新たに創設された「社会貢献事業」について設置規定等が昨年度の役員会で了承されたことに伴い、今後規定に基づき寄付活動先等の検討を行っていく。

IV. 労務委員会

1. 基本方針

令和3年度労務対策指針に基づき事業を推進する。

2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

タクシーは、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラであるため、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針(令和2年3月28日)においても、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、最低限の義務が求められている。同時に事業者としても自主的な感染防止のための取組みを進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。

この新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策について、令和2年5月15日付け、全タク連発第50号「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第1版)の策定について」が発出され、さらに令和2年6月4日付け、事務連絡により夏季の熱中症予防等を盛り込んだ同ガイドライン第2版が示された。

以上の基本的対処方針の趣旨を踏まえ、全タク連作成の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づき、新型コロナウイルスのまん延防止、感染リスクに低減、事業に携わる関係者の健康と安全を十分確保できるよう講じていくこととする。

- ・新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づき、会員事業者に対し、職場における積極的な感染拡大防止の取組みの徹底について繰り返し周知に努めた。

3. 労働関係法令等の履行確保

会員事業者とそこに働く労働者が相互利益の関係になるよう労働環境の整備を一層促進していく。

とりわけ、労働基準法の履行確保、改善基準見直しの進捗状況、改正労働基準法に基づく過労死防止のための時間外上限規制、年次有給休暇の時季指定義務、令和5年4月から月60時間超の時間外労働に係る割増賃金率猶予の廃止、産業医・産業保健機能の強化などについて、迅速に会員事業者に対し情報提供を行うとともに、法令への理解を深めその順守を図る。

なお、パートタイム・有期雇用労働法が令和2年4月から施行され、中小企業については、本年4月から適用となる。同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員の間で不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう法律等が施行され、①不合理な待遇差の禁止、②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、③行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続きの整備などが規定されている。また、70歳までの就職機会の確保のために事業主が講ずるべき措置(努力義務)等について高年齢者雇用安定法の改正が本年4月

から施行されることから、会員事業者に対し情報提供を行うとともに法令への理解を含めその順守を図る。

神奈川県最低賃金については、近年、地域の賃金情勢や事業における賃金の支払能力を考慮せずに大幅な引上げが続き、また、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により危機的な状況下にも拘らず引上げが実施されたものである。当協会としては、合理性に欠ける引上げに対しては、異議申し出をもって明確な反対の立場を表明するが、改正決定された場合はその周知、履行確保に努める。

- ・労働行政機関側より労働関係法令の各種法改正等の通達、事務連絡による通知文を受領後、会員事業者あて送付し周知を図った。
- また、令和3年10月、「神奈川県最低賃金額」が28円引き上げられ、1,040円となった。当協会では改正決定に先立ち、神奈川労働局長に対し、合理性のない引上げには反対する旨の答申書前の意見書、答申後の異議申し出を行ったが、前記のとおり決定がなされた。最低賃金は法的拘束力を持つものであるため、定例役員会において改正額を報告するとともに、会員事業者に周知を図った。

4. 労務関係情報の収集及び会員事業者への周知

労働関係法令等に的確に対処するため、労働行政機関との勉強会を開催する。

また、労働行政の動きも含め、労務委員会で収集した情報及び調査研究結果等を各支部及び会員事業者へ迅速かつ的確に提供するため、労務委員が積極的な情報伝達に努めるとともに、必要に応じて協会ホームページ専用コーナーを活用し、情報チャンネルの拡大に努める。

- ・令和3年12月、神奈川労働局の労働基準部及び雇用環境均等部の担当官と労務委員会による勉強会を開催した。勉強会では、最近の労働基準関係法令等、監督指導結果、職場におけるハラスメント防止対策等について講義を受けた。

5. 労働力確保の取組

現在、当協会が取り組んでいる求人サイトと互いに補完する関係として、ハローワークを活用した合同就職説明会などの検討を行い、また、新しいサービスであるハローワークインターネットサービスの取り入れ等、その情報収集及び会員事業者への周知に努める。さらに、昨年度(令和4年度までの3年間)から始まった厚生労働省委託事業「就職氷河期の方向けの短期資格等習得コース事業」を活用し、正社員の雇用促進に努める。

- ・ハローワークによる合同就職説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施となった。
- ・就職氷河期の方向けの短期資格等習得コース事業の活用では、職場体験・見学を実施後に採用が確認された。

6. 研修会等の開催

経営委員会との合同研修会を開催し、経営者・管理者研修を行う。

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修は中止とした。

7. 健全な労使関係の維持、発展

全神奈川ハイタク労働組合連絡会議との連絡協議会を定期的に開催し、労使間で各種の課題を共有する中で、相互に信頼を深め、より良い労使関係の維持、発展を目指す。

- ・協会側及び労組側委員並びに協会側オブザーバーが出席の下、神奈川地方ハイヤー・タクシー労務改善協議会を2回開催し、乗務員の労働環境改善に向けた意見交換を行った。

8. 運転者等の健康確保対策

自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある脳・心疾患、睡眠障害等の予防に資する情報を収集し、会員事業者における運転者の健康管理及び事故防止を支援する。

- ・令和3年10月26日付け、神奈川労働局長による「長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書」に基づき、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組推進にかかる広報文書及び11月の「過労死等啓発月間」、「過重労働解消キャンペーン」のリーフレットを会員事業者に配布し周知を図った。

V. 交通指導事故防止委員会

交通事故の削減と街頭営業等の健全化を目指し、以下の事項に取り組む。

1. タクシー乗り場での客待ち停車等による道路交通への支障及び地域住民への迷惑行為の防止、乗り場での喫煙を防止するため、各地区の交通指導員や神奈川タクシーセンター等と連携を図り街頭指導の充実強化に努める。

- ・令和3年12月22日に実施した関東運輸局神奈川運輸支局との街頭査察や夏と年末年始のタクシーサービス向上運動を活用し、乗り場等における迷惑行為等について各地区の交通指導員、神奈川タクシーセンターと連携し、街頭指導の強化を図った。

2. 白タク行為への対策について、本年度も引き続き国土交通省及び神奈川県警と連携し、啓発活動を実施する。

- ・訪日外国人も皆無であることから、引き続き注視した。

3. 発生した交通事故の特徴・傾向等実態を把握し交通事故防止対策に活用するよう会員各社に適時適切に情報提供等を行うとともに、適性診断、適齢診断、ドライブレコーダー及び、デジタルタコグラフ等を活用した指導教育の徹底を図り、実効ある交通事故防止を推進する。

- ・関東運輸局や神奈川県警本部提供の資料等を会報、メールの送付等により情報提供を行った。
- ・適性・適齢診断等を推進するとともに指導員研修会においては、ドライブレコーダーの映像を使用した講習を行うなど、実効性のある事故防止に努めた。

4. 路上寝込み者等の轢過事故の防止に関する協定(平成26年12月、神奈川県警察と締結)に基づき、引き続き神奈川県警察と連携を図るとともに、路上寝込み者等の轢過事故未然防止のためのハイビームの励行に努め、事故防止の徹底を図る。加えて、交差点出会い頭事故防止の徹底に努める。

- ・「春、秋の全国交通安全運動」「夏の交通事故防止運動及びタクシーサービス向上運動」及び「年末年始における自動車輸送安全総点検・タクシーサービス向上運動」を活用し路上寝込み者等の轢過事故未然防止及び出会い頭事故防止の徹底を図った。
- ・「ライトは基本上向き、スピード注意」と記載のステッカーの貼付依頼を行った。

5. 重大事故に直結する過労運転及び睡眠不足による運転、健康に起因する事故の防止、飲酒運転・覚醒剤・危険ドラッグ等薬物使用による運転の防止について、コンプライアンス(法令順守)の徹底を図る。特に高齢運転者に対しては、事故防止の徹底に努める。

- ・「春、秋の全国交通安全運動」「夏の交通事故防止運動及びタクシーサービス向上運動」及び「年末年始における自動車輸送安全総点検・タクシーサービス向上運動」を活用し健康起因の事故防止、飲酒運転の根絶、薬物使用による運転の根絶及び高齢運転者に対する事故防止の徹底に努めた。

6. 当委員会が「事業用自動車事故防止コンクール」、「社内無事故コンクール」及び「無事故・無違反コンクール(セーフティ・チャレンジ・かながわ)」等の主催、共催、協賛等を行う。また、交通指導員研修会の開催にあたっては、研修内容を充実することにより交通指導員の更なる質的向上を図る。加えて、関東運輸局主催の「関東地域事業用自動車安全対策会議」に参画し交通安全の意識の高揚を図る。

- ・「事業用自動車事故防止コンクール」は全事業者が参加、126事業者が受賞した。
- ・「社内無事故コンクール」は、申請のあった123名の無事故乗務員が優良章を受賞した。
- ・神奈川県が行っている「無事故・無違反コンクール(セーフティ・チャレンジ・かながわ)」に参画した。
- ・令和3年11月29日に横浜関内ホールにおいて、関東運輸局神奈川運輸支局、関東運輸局自動車技術安全部及び運転従事者脳MRI健診支援機構から講師をお招きして交通指導員研修会を開催、143名が参加した。
- ・関東運輸局主催の関東地域事業用自動車安全対策会議に参画し交通事故削減目標の策定等について積極的に協力した。

7. 「春・秋の全国交通安全運動」、「夏の交通事故防止運動とタクシーサービス向上運動」及び「年末年始自動車輸送安全総点検とタクシーサービス向上運動」の実施にあたっては、行政機関・関係団体と連携を図り実効ある運動を推進する。

- ・全事業者参加、関連通達の通知、たて看板、ポスターの掲示等により、交通安全運動を推進し行政機関・関係団体と連携を図った。

8. 国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン 2025」に対応し、交通事故死者数の削減(2025年までに225人以下(全体目標))、人身事故件数の半減(2025年16,500件(全体目標))及び、飲酒運転・ながら運転・あおり運転の根絶に向けて安全対策を推進する。

- ・「事業用自動車総合安全プラン 2025」に対応した削除目標等及び飲酒運転・ながら運転・あおり運転の根絶について会員各位に周知するとともに「春、秋の全国交通安全運動」「夏の交通事故防止運動及びタクシーサービス向上運動」及び「年末年始における自動車輸送安全総点検・タクシーサービス向上運動」を活用した安全対策を推進した。

9. 運輸安全マネジメント制度を徹底するため、繰り返し事業者には輸送の安全が最優先であるという意識を浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となった輸送の安全確保推進に努める。

- ・安全意識の醸成を目的に運輸安全マネジメントセミナー等への積極的な参加を呼び掛けた。